

## 大子町地域人材育成事業

### 1 登録申込

- (1) 申込日 令和4年4月1日（金）～ ※土・日曜日及び祝日を除く。  
（正規雇用した日から起算して30日以内）
- (2) 申込方法 地域人材育成事業補助金申請予定者登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて直接又は郵送により町長に提出しなければならない。
  - ア 新規雇用者名簿（様式第2号）
  - イ その他町長が必要と認める書類
- (3) 台帳登録 申込書の内容を審査し、適当と認めるときは地域人材育成事業補助金申請予定者登録台帳（様式第3号）に登録するものとする。

### 2 申請及び実績報告

- (1) 申請日 令和5年4月1日～ ※土・日曜日及び祝日を除く。  
（正規雇用した日から11月を経過した日から起算して30日以内）
- (2) 申請方法 地域人材育成事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて直接又は郵送により町長に提出しなければならない。
  - ア 雇用契約書又は雇入通知書の写し
  - イ 新規雇用者名簿（様式第2号）
  - ウ 市町村税の完納証明書
  - エ その他町長が必要と認める書類

### 3 補助金の交付決定

- (1) 決定方法 企業から提出された申請書を次の基準により審査し、補助金を決定するものとする。
  - ア 町の地域振興方向と同一の方向性を持った事業であること。
  - イ 既存の就業者の雇用関係を圧迫することがない新規雇用であること。
- (2) 結果 決定後、申請企業に対し、決定結果を通知する。なお、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けないものとする。

### 4 請求

- (1) 請求方法 補助金等交付請求書を町長に提出しなければならない。
- (2) 支払方法 補助金の支払いは、精算払いとする。

### 5 その他

提出書類に虚偽の記載をするなど、不正行為のあった企業については、補助金交付の対象とはせず、交付決定後に不正行為が明らかになった場合は、交付決定を取り消すものとする。  
交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

### 6 提出先及び問い合わせ

大子町役場 観光商工課観光商工担当  
〒319-3555 大子町大字大子866番地  
TEL：0295-72-1138 FAX：0295-72-1167  
E-mail：kankou@town.daigo.lg.jp

大子町地域人材育成事業フロー

《企業》

《町》

正規雇用

正規雇用した日から起算して30日以内に登録申込

補助金申請予定者登録申込  
《提出書類》  
①地域人材育成事業補助金申請  
予定者登録申込書（様式第1号）  
②新規雇用者名簿（様式第2号）  
③町長が必要と認める書類

研修

・ 審査  
・ 補助金申請予定者登録台帳に登録

正規雇用した日から11月を経過した日から起算して30日以内に交付申請及び実績報告

補助金交付申請及び実績報告  
《提出書類》  
①地域人材育成事業補助金申請書兼  
実績報告書（様式第4号）  
②雇用契約書又は雇用通知書の写し  
③新規雇用者名簿（様式第2号）  
④市町村税の完納証明書  
⑤町長が必要と認める書類

・ 審査  
・ 補助金交付決定

補助金交付請求  
《提出書類》  
①補助金等交付請求書